



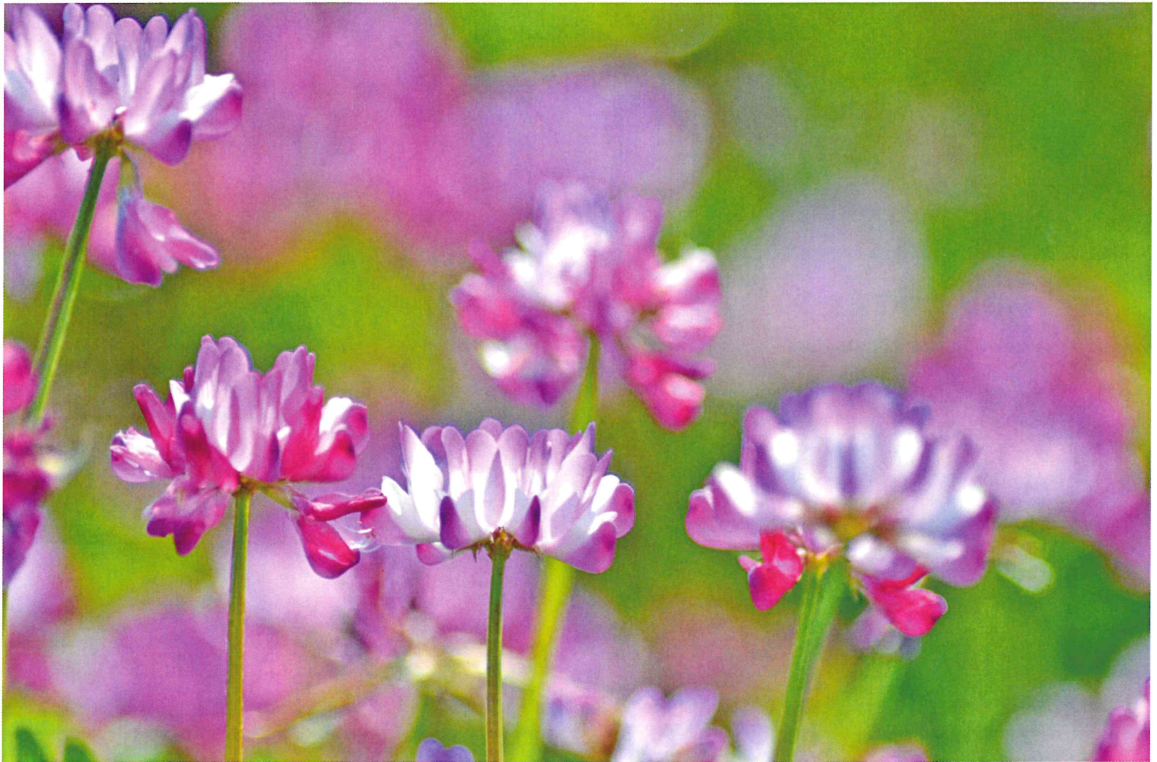
編集/コンビニの会事務局  
連絡先/〒452-0822 名古屋市西区中小田井 2-431  
TEL/FAX(052)505-6082(コンビニハウス)

障害をもつ人たちの地域生活を支援する

特定非営利活動法人  
コンビニの会

定価/150円  
昭和54年8月1日第三種郵便物承認

第137号



手に取るな やはり野に置け 蓮華草

## 花だより 蓮華草

自然写真家 河嶋 秀直

僕の想い出の中に、春先になると蓮華畑が一面に広がっている景色が残っている。

昔の蓮華畑は子どもたちの遊び場だった。

花の蜜を吸ったり、白詰草と一緒に花冠を作ったりして一日遊んだものだ。

蓮華草の正式和名が紫雲英(げんげ)・遠くから見ると低くたなびく紫の雲のように見えることからついた)だと知ったのは随分と大人になってからの事。

奈良の知り合いは、普通に「げんげ」と昔から呼んでいたという。

蓮華蜜は栄養価が高く、蜜源植物と重宝される一方、あの広がっていた蓮華畑は緑肥として田畑の肥料となっていた。

しかし、化学肥料の普及と田植えの時期が早まり、堆肥になる時期を待てなくなった事から急激に姿を消していった。

蓮華草を詠った詩の中で印象深いのは「手に取るな やはり野に置け 蓮華草」の一句

「そのもののふさわしい環境に置くのが一番良い」という意味。

(次頁へ)

生きていく上で自分らしく生きられる場所を見つけることが一番なのかもしれない。

蓮華草の原産は中国だが、世界中に広がりギリシヤ神話にも登場している。

誤って蓮華草を摘んだ姉妹の姉が、「花はみな女神が姿を変えたもの、もう花は摘まないで」と言い残して蓮華草になったという。

紫雲英の名前の由来を知った時、ニュージーランドのもう一つの呼び名を思い出した。

先住民のマオリ族が、南太平洋を渡り初めてニュージーランドを見た時、「白く長い雲のたなびく地」という意味の「アオテアロア」と名付けた、名前の付け方が似ている。

もうすぐ春になる、また蓮華畑を探しに散歩に出掛けよう。



白詰草で花冠を

雑記  
ごまめの歯ぎしり

お世話になったM先生

この春に下の息子が小学校を卒業する。生まれた時から数々打ってきた定期予防接種も今年度が最後だった。接種の予約をしようとかかりつけ医に電話したら、M先生が直接出られた。もしかして?と思ひながら名前を伝えると、「もう閉めたよー!」と・・・!!

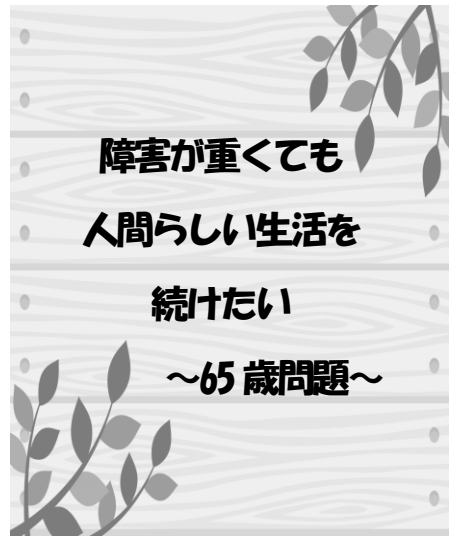
M先生には、家族全員、じーじまでずっとお世話になってきた。特に息子は注射が大嫌いで、診察室のカーテンを引つ張りながら泣き叫び脱走しようとしたこともある。そんな時もくまさんのように大きな先生はいつもニコニコと対応して下さり、時には診察室でこっそり、ご自分の庭で採れたアケビを下さったり、大きな貝殻を頂いたりした。

子供たちは体調が悪くなると決まって「M先生のとこに行きたい」といい、病気もさることながら心のケアもして下さった。少し熱があるだけの時は、「大丈夫!水分をたくさん摂って様子見て!」と薬を処方されないこともよくあったのだが、そんな時は電話で定期的に体温・体調を伝えようと、指示を下さるといふ、昨今では他にはあまりお会いできない先生であった。

一方で渡米して研鑽を積まれたこともあり、医者であっても年末年始等はしっかり休まれ、ご自身の人生もしっかり歩まれており、「そのうち閉める」ことは折々に話しをされていた。まだまだ現役を続けられる体力があるうちに辞められたことも、とてもM先生らしいと思う。

最近の子供も大きくなり、上の娘が進学する際の健康診断書を書いてもらいに行ったのが最後となってしまったが、今回電話をしたことで、今までのお礼を直接伝えられ、そしてM先生の声を聞けて、久しぶりに心がほわっと温かくなったのであった。

(会報委員 鈴木 奏子)



「ユニ」の会理事・エゼル福祉会 評議員

宮川優子

昨年末、脳性麻痺で70歳の浅田さんが岡山市に対して決定取り消しを求めた控訴審で勝訴したというニュースが飛び込んできました。裁判の詳しくは山陽新聞の抜粋記事をご覧ください。障害者自立支援法（現在は障害者総合福祉法）7条には介護保険優先原則があります。これにより65歳を迎えた高齢障

害者に1割の経済的な負担や今までの生活が維持できなくなるようなサービスの削減が生じるケースがあります。これを65歳問題といいい各地で大きな問題となってきました。さて、岡山といえば生存権をめぐる代表的な朝日訴訟の原告である朝日茂さんの地元です。昭和30年代の訴訟ですが、現在でも高校の教科書に生存権と生活保護法の関連について詳しく取り上げられている大事な裁判です。結核による療養の支えになっっている生活保護費が低すぎて日常生活ができないというシンプルな訴えでした。たまたま大学で憲法を教えてくれた先生が若い頃弁護士に加わっていたこともあり朝日さんの抱えた厳しさが印象に残っています。

朝日さんが途中で亡くなり、養子になった方が最高裁を戦いますが、門前払いのようにして終わります。最高裁は念のためとして何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣の合目的な裁量に委ねられているとプログラム規定説を述べました。つまり、生存権はあくまで理想であり、生活保護費は経済状況などに応じて決まるものだということです。しかし、当時の国民が大きくこの事件に関心を持ったことで、裁判には勝てなかったものの生活保護基準は大きく引き上げられることになりました。当時の人々にとって結核はまだまた身近な病気であったことや、すでに高度経済成長期になっているのに生活保

護費はあまりにも低すぎると感じる人が多かったのでしょうか。

浅田さんが勝訴したことは日本中の同じ立場の人に力を与えてくれました。私たちが関心を持つようになることで、制度の不備は変えることができます。今回、木全先生に65歳問題を解説していただきます。

## 浅田訴訟高裁判決から

学びいじ  
日本福祉大学 教授 木全 和巳

65歳を超えると、一律に介護保険に移行させられ、いままで使えていた障害者福祉のサービスが利用できなくなったり、同じ名前の種類のサービスがあるからと実際的に同

じ内容ではないのに介護保険のサービスを利用することになったり、その時に、サービス支給量が減らされたり、加えて利用料の負担が増すことになったりと、利用者の方が困る事態が全国各地でおきています。「65歳問題」と呼ばれています。

岡山市で生活をしてきた脳性まひで重度の身体障害がある浅田達雄さんは、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）7条の介護保険優先原則にそって、介護保険の申請がなからとして、65歳の誕生日で障害福祉サービスを打ち切った（不支給決定）のは違憲・違法だと岡山市を相手取り、裁判をしました。広島高裁岡山支部は、2018年12月13日、原告勝訴の一審判決を維持する判決を出し

ました。岡山市は、控訴をしなかったため、この判決が確定しました。岡山地裁での第1審の判決内容は、①岡山市の処分を取消し、②障害福祉サービスの支給を義務づけ、③慰謝料等の支払いを命じたものでした。高裁はこの内容を再び確認したことになります。

旧自立支援法（現在の総合支援法）第7条には、いわゆる「介護保険優先」の原則が書かれています。判決文の中から、この点に関して、今後の障害者運動に関わる大切なポイントを解説しておきます。

一つ目のポイントは、高齢者を対象とする「介護保険法」と障害者を対象とする「総合支援法」では、法の目的は異なると、明確に判断されたことです。だから、「家事援助」「身

体介護」「生活介護」と名称はたまたま同じでも、同じ内容とは言えないということです。

ちなみに、判決文では、「自立支援給付は、全ての国民が障害の有無にかかわらず個人として尊重されるものであるとの障害者基

本法の理念にのっとり、障害者等が自立した

日常生活又は社会生活を営むことができる

よう、必要な障害福祉サービスに係る給付等

を行うものである。これに対し、介護保険給

付は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因

する疾病等により要介護状態となった者が

自立した日常生活を営むことができるよう、

必要な保健医療サービス及び福祉サービス

に係る給付を行うものである。したがって、

介護保険給付が、自立支援給付の全てに相当

するとはいえない」と明確です。

二つ目のポイントは、厚生労働省が出している通達にも一律に介護保険給付を優先的に利用するものとはしないこととしていることが改めて確認されたことです。

三つ目のポイントは、「障害者自立支援法

違憲訴訟団」において確認された「基本合意

文書」において、自立支援法7条の介護保険

優先原則の廃止を検討することを約束した

ことも、判決文には書かれています。

四つ目のポイントは、この間行われた自治

体に対する実態調査の結果、自立支援給付の

申請を却下する自治体は6.4%（6自治体）

に過ぎず、現実に65歳を過ぎても障害者福祉

サービスが提供されていることの確認です。

そして最後に、五つ目のポイントは、法律

用語になるのですが、この自立支援法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって、介護保険申請をしない場合に自立支援法7条に基づき

自立支援給付の不支給決定をすることは、羈

束処分とはいえず、裁量処分と解するのが相

当だと書いてあるところです。ちなみに、「羈

束処分」とは行政庁の裁量が認められない処

分のことです。市町村は、条文通り杓子定規

にはなく、柔軟に解釈して判断することが

できることが確認されました。

こうした判決が確定したにも

拘わらず「基本合意」に基づい

て行われた「障害者自立支援法



違憲訴訟団」との「定期協議」の場において、  
 国側は「65歳問題」について「変更の予定はない」と「ゼロ回答」（2019年2月25日）  
 としています。三権分立のもとでの司法判断  
 を無視するという立憲主義の原理原則に反  
 する態度です。このまま、まかり通してしま  
 えば、裁判所は必要なくなってしまう。  
 改めて、「障害者基本法」の理念である「全  
 ての国民が、障害の有無にかかわらず、等し  
 く基本的人権を享有するかけがえない個  
 人として尊重されるもの」を思い起こし、こ  
 の理念の実現とともに「65歳問題」の解決に  
 向けて、署名活動や宣伝活動などの社会的運  
 動に参加することを呼びかけます。

### 介護打ち切り訴訟二審も違法判断 高裁支部、岡山市側の控訴棄却

65歳を境に障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づく無償の訪問介護を打ち切り、自己負担が生じる介護保険を優先させたのは違法として、脳性まひ患者のAさん（70）＝岡山市中区＝が市に決定取り消しなどを求めた訴訟の控訴審判決で、広島高裁岡山支部は13日、原告勝訴の一审岡山地裁判決を支持し、市側の控訴を棄却した。

松本清＝裁判長は判決理由で、65歳以上の障害者は原則として介護保険の利用を優先すると定めた支援法に関して「65歳になったとして一律に不支給とするのではなく、必要なサービス内容や負担額を考慮し、支援法による給付が相当な場合がある」と述べた。

その上で、介護保険の利用によって支援法に相当するサービスを受けているとする市側の判断について、Aさんが重度の障害で無収入が続いていたことから「明らかに合理性を欠く」と指摘。裁量権を逸脱し違法と結論付けた。

一审岡山地裁は今年3月、市に決定の取り消しと慰謝料など107万5千円の支払いを命じている。

控訴審判決を受けて、岡山市内で記者会見したAさんは「生きる権利と平等な介護を受けられる権利が認められ、人間の尊厳が回復した」と語り、原告弁護団長の呉裕麻弁護士は「市の解釈の誤りが一番より明確に示された」と述べた。

岡山市の大森雅夫市長は「今後の対応を検討したい」とのコメントを出した。

＝は隆の生の上に一

(2018年12月13日 14時20分 更新)

# 新施設建設寄付金 VOLO歌里

## 【目標額1190万円にもう一步!!】



イメージ図

新施設「VOLO歌里」の建設募金に多くの皆様からご協力を頂き大変有難う御座いました。

お蔭様でお寄せ頂いた寄付金額は、**861万5340円**（2019年2月末日）となりました。募金目標額を満たすためには**328万4660円**不足しています。募金期間は3月末日の予定でございましたが、募金期間を6月まで延長させて頂き**1190万円**を達成したいと思っておりますので度々のお願いで誠に恐縮ですが、どうか皆様のご支援をお願い致します。

※振り込み用紙を同封させて頂きますので、どうか宜しくお願い致します。

### 「建設現場便り」

大阪の地震、中国地方の水害と昨年は全国で多くの災害が起きた年でした。被災地の復興と東京オリンピックの建設ラッシュに依って、建築資材が不足し、新施設「VOLO歌里」の工事は大きく出遅れてしまいました。

現在3月末の完成にむけて急ピッチで工事が進んでいます。

5月14日（火）に完成式を執り行う予定で準備を進めております。

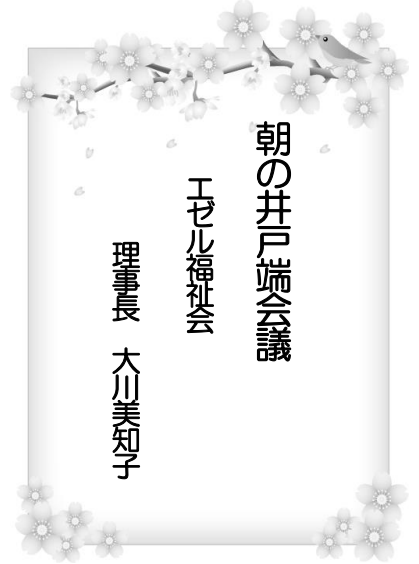
「VOLO歌里」の今後の移転・開所の予定は下記の通りです。

- ・4月18日～19日 法人本部の引っ越し
- ・5月14日 完成式
- ・5月17日 地域内覧会
- ・6月 1日 生活介護「VOLO」開始

## 朝の井戸端会議

エゼル福祉会

理事長 大川美知子



朝ご飯を食べたらゴロリと横になりたがる自分を叱ってウォーキングに出かけます。

自宅近くの「鶴舞公園」が私の散歩コースです。

長い冬の眠りからようやく目覚めた早春の公園は梅が満開を迎え、桜の枝先が少し赤みを帯びているように見えます。それは、「春よ来い♪♪」と言う期待がなせる業なのかも知れませんが、歳を重ねることに春の訪れに感謝の気持ちがあるのは何故なのでしょうか。

こんな風に、1人の時間と景色を楽しんでいた朝の散歩に、昨年の夏から新しい楽しみが加わりました。公園の一角にある広場で70歳を過ぎたおじさんが猫にご飯を与えているのです。

「猫好き」の私は、足を止めておじさんと猫の「海(かい)君」と話すようになりました。捨てられていた海君に餌を与え、獣医さんに連れて行って予防注射を受けさせ、避妊手術も受けさせたと語るおじさん。「舞ちゃん」と言う雌猫と最近捨てられて仲間入りした名無しの子猫が居て、おじさんが毎朝運んで来る朝ご飯を待っています。

このおじさんは10年もの間、ホームレスだったそうで、サツ



おじさんと海君

カー競技場の更衣室の軒先を住まいとしていたらしいのですが、7年前に生活保護を受けられるようになり、入居するアパートも世話をして貰ったとのことでした。

雨が降る日は歩かない、朝ご飯を食べ過ぎても胃もたれするとウォーキングを中止する気まま勝手な私から見ると、毎朝同じ時間に猫のご飯を運んで来るおじさんは「すごい人」です。私は時々、おじさんにホームセンターで買った猫のエサをプレゼントしています。

ある日、見知らぬ女性がおじさんと話していたので、会話に加わると地域の野良猫を飼いに引き合わせる猫の譲渡会を主催しているのだと言います。

おじさんに聞いた話では、その女性がパートタイムで貰った給料を封筒に入ったままホームレスだったおじさんにくれたことが



あつたそうで、本当に御恩に思っているとのことでした。その他にも東京の隅田川のほとりで野宿していたら、若い男たちが集団で襲いかかり、いわゆるホームレス狩りに会ったこと、4日間も食べ物にありつけず歩けなくなった時に「ちよつと待って居てね」と言い残し、握りたてのおにぎりを持って来てくれた子育て中のママさんに助けられたことを話してくれました。

おじさんに取って捨てられた子猫たちは自分自身なのだと思いません。

猫の譲渡会の主催者以外にも図書館で働いている人や公園の清掃のおばさんなど沢山の猫ファンがホームレスだったおじさんと海君たちのところに立ち寄って開かれる朝の井戸端会議に私も加わっているのです。

ある日、おじさんはこんな話をしてくれました。

自分は、気まま勝手な生き方をして来た人間だけど、この公園に来て優しい人達と出会った。みんなから「おじさんは優しいね」とか「おじさんは誠実だね」と言われるようになったら、本当の自分はそんな人間じゃ無かったのに自分を変えられて行くんだよね・・・と。

愛に満ちた「言葉」は一人の人間の生き方を変える力があることに深い感動を憶えました。

過去を振り返ると、願った事が成就して行くとき相手との間には必ずと言って良いほど感謝の言葉や心からの共感の言葉の取り交わしがあつたように思います。反してうまく行かなかつた経験の中には、「指摘」「批判」「侮蔑」の言葉が自分の口から発し続けられていました。

「良い人はその心の良い倉から良いものを

を出し、悪い人は、悪い倉から悪いものを出します。」

何故なら人の口は、心に満ちているものを話すからです。」

これは聖書のルカの福音書の一節です。倉を愛で満たせるような一日を祈って朝のウォーキングを楽しみたいと思います。

※捨てられていた子猫は先輩捨て猫の「海君」になつて楽しそうに遊びまわっていました。昨年末に肺炎を患って入院し、元氣になつた後、私の家に居候しています。

1歳の雄猫ですが、「空(そら)君」と名付けた可愛い猫の飼い主を募集しています。



飼い主募集中の空君

# 新施設VOLO歌里募金 現状報告

集計期間 1月1日 ~ 2月28日

2月28日現在 募金累計額 8,615,340円

溝口 江理子

山口 等

万歳 登茂子

嶋 弘美

佐藤 由直

野村 加余子

中山 由香里

別府 哲

小出 裕之

八島 かをる

石原 正寅

吉田 まつ子

(敬称略・順不同)

寄付を頂いた皆様ありがとうございました

## 事務局コーナー

## 「ご協力ありがとうございました」

1月~2月 (敬称略・順不同)



### ★ 物品寄付をいただいた方々

#### (コンビニハウス)

NPO 法人イーパーツ

竹内まりや 伊藤夢子

S・I 辻本道子

石原まち

#### (WILL)

竹内まりや 安藤麻那美

中谷暢宏 高嶋一臣

塩澤しのか

### ★ 会報発送ボランティア

半田素子 吉田嘉子

佐藤美紀子

### ★ 活動にご協力いただいた方々

#### (コンビニハウス)

大森 信 藤本菜見 石原正寅

辻本道子 高塚朱美 黒田隆広

楠村ゆき 寺西 剛 奥村 修

土田京加 星野恭兵 石原まち

鬼頭優菜 伊藤翔磨 松本浩希

鈴木千春 村上梨央 和田遥香

山川尚輝 田邊利徳 森岡佳乃

酒井まみ子 藤本由紀子

近藤友紀子 茂手木利典

#### (WILL)

須田たみ子 宮田様

鈴木遥葉 數坂紗薫 松原有奈





## ～名古屋市立天神山中学校より車いす3台を寄贈していただきました～

平成30年12月5日に天神山中学校にて車いすの贈呈式が行われました。  
 天神山中学校では生徒会が中心となり、アルミ缶回収で得た収益で車いすを購入し、西区内の福祉施設に寄贈する活動を平成9年から続けているそうです。  
 天神山中学校のみなさんの地道で大変な活動と地域との協力の成果に感謝します。  
 今回エゼル福祉会が寄贈していただけることになり、寄贈していただいた車いすはヘルパー育成事業である「重度訪問介護従業者養成研修」の車いすの取り扱いの講座で活躍することになります。  
 身体に障害がある人にとって必要不可欠な車いすを贈っていただき、誠にありがとうございました。



贈呈式の様子



大切に使用させていただきます！

### 【銀行口座】

三菱UFJ銀行 小田井支店 店番238 (普) 口座番号1440108  
 特定非営利活動法人 コンビニの会

【郵便振替口座】番号 00800-2-35190 コンビニの会

ご意見・ご質問・お問い合わせは下記までお寄せください。

障害のある人たちの地域生活を支援する

特定非営利活動法人

〒452-0822 名古屋市西区中小田井2-431

コンビニハウス Tel (052) 502-7731

Fax (052) 505-6082

コンビニの会

理事 宮川 優子

URL <http://ezeru.sakura.ne.jp/>

E-mail [convini@beach.ocn.ne.jp](mailto:convini@beach.ocn.ne.jp)

